



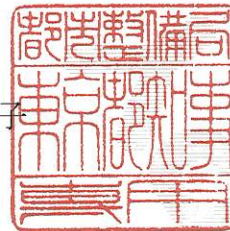
5都市建建第771号  
令和 5年10月30日

〒140-0011  
東京都品川区  
東大井2-2-3 1F

(株) エイト

青木 哲也 様

東京都知事 小池 百合子



### 一般 建設業の許可について (通知)

令和 5年10月 2日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので  
通知します。

なお、神奈川県知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の  
規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添  
える。

#### 記

許 可 番 号	東京都知事	許 可 ( 般 - 5 ) 第 157731 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 5年10月30日から 令和 10年10月29日まで	
建 設 業 の 種 類		
内装仕上工事業		解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年 9月 29日  
(裏面の注意事項をお読みください。)